

# 権利擁護サポートセンターだより

水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター広報紙 第16号

## ● 落語を交えて『成年後見制度に関する学習会』を開催しました！

令和5年2月17日（金）、笠間市立笠間公民館において、成年後見制度の普及啓発を目的とした「成年後見制度に関する学習会」を開催しました。県央地域にお住まいの方や福祉事業所の職員等101名が参加し、講師に社会人落語家の万葉亭小太郎氏を招き、落語を交えて、成年後見制度の理念や概要について講演を行いました。

詳細については別紙報告書をご覧ください。



【万葉亭小太郎氏による落語での講演】



【「養成講座修了生」にご協力いただきました】

また、学習会を開催するにあたっては、市民後見人養成講座修了生に当日の受付、駐車場の誘導を『成年後見サポーター』としてお手伝いいただきました。今後も様々なかたちでご協力いただきたいと思いますと考えております。

## ● 水戸市社協広報紙において、“成年後見制度”を紹介！

水戸市社会福祉協議会の広報紙「みんなのしあわせ No.196（令和5年3月15日号）」では、『知っておきたい「成年後見制度のこと」』と題して、成年後見制度について紹介しております。成年後見制度は、全国的に利用者が増加しており、権利擁護サポートセンターに寄せられる相談件数においても年々増えております。

発行日以降、「広報紙を見て」という複数の相談に依っており、広報紙での啓発の有効性を改めて感じているところです。

今後も様々なかたちで啓発活動していきたいと考えております。

あなたの権利や財産を守るしくみ  
知っておきたい「成年後見制度のこと」

成年後見制度とは、認知症や高齢による判断能力の低下などにより、本人が自分の権利や財産を守ることに支障をきたしている場合に、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の権利や財産を守るための措置を講ずる制度です。

【お問い合わせ先】 権利擁護サポートセンター 電話 029-229-5981

成年後見人等のできることでできないこと

- 成年後見人は、本人の権利や財産を守るために必要な措置を講ずることができます。
- 成年後見人は、本人の権利や財産を守るために必要な措置を講ずることができません。

## 『茨城県中央地域権利擁護地域連携ネットワーク協議会』への参加！

令和5年2月24日（金），令和4年度第2回茨城県中央地域権利擁護地域連携ネットワーク協議会（以下，協議会）がオンラインで開催されました。



【オンライン会議の様子】

この協議会は，いばらき県中央地域連携中枢都市圏を形成する5市3町1村（水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村）における成年後見制度の利用促進に関する課題等を協議するために設置され，添付している図「茨城県中央地域成年後見制度利用促進に係る中核機関等の体制図」の関係団体，圏域市町村及び圏域市町村社協等が参加しました。

今回の協議会では，成年後見支援事業の令和5年度実施計画，受任候補者マッチング会議，市民後見人の養成及び活動支援体制などにおける，現状の課題，今後の整備・運営方針について話し合われました。

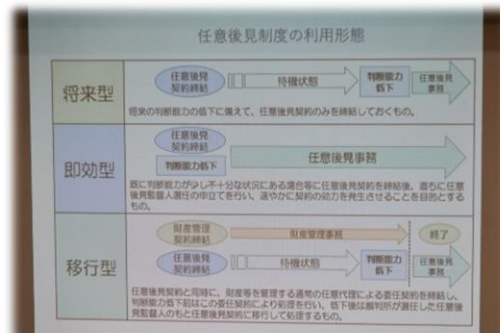
## 圏域内市町村等の取組み紹介

### ひたちなか市で学習会を開催！

令和5年3月2日（木），ひたちなか市中核機関事業受託者である，ひたちなか市社協が主催し，ワークプラザ勝田にて，『成年後見制度と相続や遺言』が開催されました。当日は水戸地方法務局の職員からご講演いただき，地域住民の方々等194名が参加されました。



【会場の様子】



【任意後見の利用形態】

説明の中で，「任意後見制度の利用形態」について，任意後見制度と同時に，財産等を管理する委任契約（財産管理契約）を締結し，判断能力が低下する前まで財産管理事務を行い，低下後，財産管理契約は終了し，任意後見事務に移行されているかたちで利用している方が4分の3程度を占めているとの話がありました。

任意後見制度だけだと，どうしても，認知症等になっていることの把握が遅れてしまう等の課題があり，「財産管理契約」の他，定期的に認知症等になっていないか確認する「見守り契約」，亡くなった後の支払いや葬儀などを事前をお願いする「死後事務委任契約」や「遺言」をしておくことで，より安心して制度利用ができるなどのお話がありました。

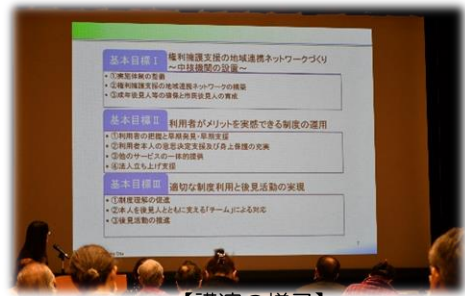
## 笠間市の取組状況について講演！

令和5年3月18(土)、笠間市消費生活センターが主催で、「市民公開講座 成年後見制度と財産管理を学ぶ」が笠間市地域交流センターともべにて、開催されました。

講演の前半は、NPO法人消費者サポートいばらきの方からは、成年後見制度や家族信託など、老後の支援策について、後半に笠間市地域包括支援センターの職員から、「笠間市における成年後見制度利用の推進について」の講演がありました。

笠間市地域包括支援センターの職員からは、地域にある金融機関や社会福祉士などと顔の見える関係づくりをしたことや、笠間市へ入庁し3年目までの職員を対象に福祉的視点で窓口対応できるよう勉強会を実施したことなど、笠間市の権利擁護支援について、お話がありました。

また、老後や終活について考えるきっかけ作りとして、笠間市報「広報かさま」では「人生100年時代の『今のうち』の話」をテーマに、成年後見制度の他、「金融機関の代理人カード」や「遺言」、「相続」などの話題について、毎月コラムとして掲載したとの報告がありました。令和5年度には、コラムを冊子にして、地域のイベント等で活用していきたいとのことでした。



【講演の様子】

## 小美玉市で学習会を開催！

令和5年3月22日(水)、小美玉市社協で実施している家族介護支援事業「介護の知恵袋教室」が小美玉市玉里保健福祉センターにおいて開催されました。

今回は、「今からできるお金のはなし」と題して、法人後見受任事業を実施している小美玉市社協の成年後見センターの職員が講演を行いました。



【成年後見制度の説明している様子】



【エンディングノートの説明している様子】

講演は、小美玉市社協で制作した「成年後見制度の啓発のために作成した寸劇」の映像を用いて、認知症等により判断能力が低下した際に、預金口座が下ろせなくなってしまうことを防ぐための対策について紹介がありました。成年後見制度の他、金融機関によっては、あらかじめ指定した家族を代理人として届け出て、代理人が入出金等の預金取引ができる「代理人取引」の準備をしていくことも将来の備えになるとのお話がありました。

また、本会の職員も今から将来を考える“きっかけ”として、「エンディングノート」についての講演を行いました。



## ● 受任状況（県央地域連携中枢都市圏域内） 令和5年2月末日現在

- 法人後見現受任件数 36 件：水戸市社協 20 件，笠間市社協 1 件，ひたちなか市社協 3 件，小美玉市社協 6 件，東海村社協 6 件

受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	16			16
	笠間市	1			1
	小美玉市	1			1
	大洗町	1			1
	城里町	1			1
笠間市社協	笠間市	1			1
ひたちなか市社協	ひたちなか市	3			3
小美玉市社協	小美玉市	3	3		6
東海村社協	東海村	3	3		6
合計		30	6	0	36

- 水戸市社協の法人後見 延べ受任件数 32 件，2 件審判待ち
- 水戸市社協の法人後見監督（市民後見人の後見監督）現受任件数 1 件（延べ受任件数 2 件）

### 発 行

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター

住所：水戸市赤塚1丁目1番地 電話：029-309-5001

E-mail：[kenriyougo@mito-syakyo.or.jp](mailto:kenriyougo@mito-syakyo.or.jp)

ホームページ：<http://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken.html>



ホームページ  
QRコード